官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○保安林の指定をする件
（農林水産一七六七～一七八二）　一
○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（農林水産・環境七）　三
○高速自動車国道に関する件
（国土交通一〇二五）　四
○海上における射撃訓練を実施する件
（防衛二六一～二六三）　五
○道路に関する件
（関東地方整備局二二七～二三一）　五
○道路に関する件
（中部地方整備局一〇二、一〇三）　六
〔国会事項〕
最高裁判所　八
〔人事異動〕
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　八
日本国に帰化を許可する件
（法務省告示配一四五）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁　九
大井口土地改良区の定款変更の認可、建設業の許可の取消処分、登録政治資金監査人登録・登録抹消、割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出関係　一〇
裁判所　二七
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

その他告示

○農林水産省告示第千七百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県中津川市付知町字宮ノ上四九八の三、五一九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県可児市西帷子字東野五〇三の三、五四五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び可児市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県不破郡関ケ原町大字関ケ原字大栗毛三九三五の一・三九三六の一・三九三八・三九四一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び関ケ原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県加茂郡東白川村越原字小三地一四六八の一、一四七三の一、一四七三の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小三地一四六八の一・一四七三の一・一四七三の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千七百七十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県恵那市上矢作町字大倉一〇二九の二五(次の図に示す部分に限る。)、字仏供田一〇三〇の一から一〇三〇の六まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び桜川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千七百七十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　茨城県桜川市門毛字長岡一七三四、一七三四の一、一七三六、一七三九、一七四〇、一七四二、字長置一七三八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千七百七十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県関市板取字大上ミ五八三六の一七、五八三六の四二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千七百七十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県山県市大字梅原字田口四三八(次の図に示す部分に限る。)

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千七百七十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡豊根村下黒川字柿嶋二五の七(次の図に示す部分に限る。)、一の一、二二の二、二三の一、二三の三、二三の四、二四の一、二四の三、二五の三、二五の四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊根村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千七百七十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字板谷字竹之元四九五の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千七百七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県延岡市北浦町古江字西平山四〇九の一、字滝平山四一三の一、四一四の一、字岡崎一七七六の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字滝平山四一三の一・四一四の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千七百七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県都城市山之口町花木字薮内二二〇・二二二の二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、二二一、二二三の一、二二三の二、二二四の一、二二四の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字薮内二二〇・二二二の二・二二三の一・二二四の一・二二四の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、二二一、二二三の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県延岡市北川町川内名字清蔵ケ内山九〇三四の一（次の図に示す部分に限る。）、九〇三五、字橘山九〇五一、字荒ヒグリ山九〇六〇の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県宮崎市大字瓜生野字ツブロケ谷四六四九から四六五三まで、四六五五、四六六二の一から四六六二の五まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県府中市阿字町字西崎一八一三、甲一八一四、乙一八一四、字コダニ一〇五三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西崎一八一三、甲一八一四、乙一八一四、字コダニ一〇五三（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び府中市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県広島市佐伯区湯来町大字多田字田原一〇六〇〇の一、一〇六〇〇の二、一〇六〇一の一、一〇六〇一の二、一〇六〇二、一〇六〇三の一、一〇六〇三の三、一〇六〇六の一、一〇六〇六の二、一〇六〇七の一、一〇六〇八、一〇六〇九、一〇六一一の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○環境省告示第七号

農林水産省

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、令和七年十月二十七日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

令和七年十一月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

環境大臣　石原　宏高

承認番号　25―46Ｐ―0006

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	バイエルクロップサイエンス株式会社 代表取締役社長　大島　美紀 東京都千代田区丸の内一丁目６番５号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ（*mpp75Aa1.1*, *vpb4Da2*, DvSnf7.1, *Zea mays* subsp. *mays* (L.) Iltis）（MON95275, OECD UI: MON-95275-7）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	—

承認番号　25―46Ｐ―0008

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	バイエルクロップサイエンス株式会社 代表取締役社長　大島　美紀 東京都千代田区丸の内一丁目６番５号

承認を受けた第一種使用規程

遺伝子組換え生物等の種類の名称	除草剤グリホサート誘発性雄性不稔、除草剤グリホサート耐性並びにチョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ（改変 *cp4 epsps*, *cry1A.105*, 改変 *cry2Ab2*, *mpp75Aa1.1*, *vpb4Da2*, DvSnf7.1, 改変 *cry3Bb1*, *Zea mays* subsp. *mays* (L.) Iltis) (MON87427 × MON89034 × MIR162 × MON95275 × MON88017, OECD UI: MON-87427-7 × MON-89034-3 × SYN-IR162-4 × MON-95275-7 × MON-88017-3) 並びに当該トウモロコシの分離系統に包含される組合せ（既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	—

○国土交通省告示第千二十五号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十六日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十六日　　国土交通大臣　金子　恭之

路線名	供用の区間	供用開始の期日
近畿自動車道名古屋亀山線	愛知県海部郡蟹江町大字西之森字談合田六三番一から同県海部郡蟹江町大字蟹江新田字東中瀬三八番三まで	令和七年十一月二十七日五時
〃	津島市鹿伏兎町字稗田一番一から同市鹿伏町西永和三一番二まで	〃
〃	愛西市大井町石池三九六番から同市西條町相之江四番五まで	〃
〃	弥富市西中地町五右七三番一から同市西中地町五右二一番一まで	〃

○防衛省告示第二百六十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十一月二十六日　　防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和七年十二月一日から同月三日（予備、同月四日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百六十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十一月二十六日　　防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和七年十二月一日から同月三日（予備、同月四日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百六十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十一月二十六日　　防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和七年十二月二日（予備、同月三日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒

(イ)　東経一二八度四五分五二秒

(ウ)　東経一二九度〇九分五二秒

(エ)　北緯三二度四七分一二秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第二百十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十六日　　関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用の区間	図面縦覧場所
十八号	長野市豊野町大倉字小日向二〇二六番六から同市豊野町大倉字小日向二〇〇八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　令和七年十一月二十六日

○関東地方整備局告示第二百十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十六日　　関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
大月市駒橋二丁目字仲山一七一九番一から同市大月町花咲字宮ノ西二三一番六まで	前	七・二〇～三三・二一メートル	三・一〇四キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 一四・一八～七五・四七メートル B 七・二〇～三三・二一メートル 一四・一八～七五・四七メートル	二・九九八 三・一〇三 二・九九七	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百二十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十六日　　関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用の区間	図面縦覧場所
二十号	大月市駒橋二丁目字仲下四二二番三地内	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十一月二十六日

○関東地方整備局告示第二百三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十六日　関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
越谷市大字下間久里字前田六〇番一から宇都宮市平出工業団地二番三まで	前	八・〇〇～九五・〇〇	八四・六二一	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 八・〇〇～九五・〇〇	八〇・三五五	
		B 八・〇〇～五三一・〇〇	二六・〇〇一	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第二百三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十六日　関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
四号	宇都宮市下平出町二九五四番二から同市下平出町字台内六六一番一まで	A	八・〇〇～五三・一〇〇	一三・〇二六	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	一七・三四～一三九・〇〇	八・一九四	
		C	一八・九一～一七五・一八	四・六七〇	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第二百二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十六日　関東地方整備局長　森本　輝

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　国道十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
瑞浪市土岐町字町田三一〇〇番一から恵那市長島町中野字槙ヶ根一二五一番二七まで	前	A 八・〇〇～五三・一〇〇	一三・〇二六	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 一七・三四～一三九・〇〇	八・一九四	
		C 一八・九一～一七五・一八	四・六七〇	
	後	A 八・〇〇～五三・一〇〇	一三・〇二六	
		B 一七・三四～一三九・〇〇	八・一九四	
		C 一八・九一～一七五・一八	四・六七〇	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

○中部地方整備局告示第百三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十六日　中部地方整備局長　森本　輝

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
国道十九号	瑞浪市釜戸町字宿八七三番二から同市釜戸町字梅本九一七番一六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

供用開始の期日　令和七年十一月二十七日　五時

国会事項

衆議院

答弁書受領

十一月二十一日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員三角創太提出埼玉高速鉄道線の延伸に関する質問に対する答弁書

衆議院議員**八幡愛**提出夜行列車の振興に関する質問に対する答弁書

衆議院議員**八幡愛**提出創作者主義の理念に基づく著作者の権利保護の在り方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員**八幡愛**提出ＡＩを自然言語で律することの限界に関する質問に対する答弁書

衆議院議員阿部祐美子提出火葬場の経営・管理に関する指導監督等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員阿部祐美子提出医療研究や医薬品研究・開発における患者参画（ＰＰＩ）に関する質問に対する答弁書

衆議院議員水沼秀幸提出介護職による医療的ケア行為の範囲拡大に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁提出中国の大使級総領事による我が国への脅迫とペルソナノングラータ通告に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁提出中国当局による学問の自由の侵害に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁提出アフリカ開発会議（ＴＩＣＡＤ）における「ホームタウン」認定に関するタンザニア及びナイジェリア政府等の公表内容に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁提出カウンターインテリジェンス推進のための再任用拡大に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長友よしひろ提出がん精密検査受診率向上に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長友よしひろ提出身近な地域で子どもを産める環境を守るための分娩施設維持策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長友よしひろ提出歯科健診の義務化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員尾辻かな子提出同性婚に関する違憲判決後の法務省の対応方針及び過去の民法違憲判決における検討・審議期間等に関する再質問に対する答弁書

報告書受領

十一月二十一日内閣を経由して内閣総理大臣高市早苗、文部科学大臣松本洋平、厚生労働大臣上野賢一郎及び経済産業大臣赤澤亮正から、次の報告書を受領した。

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人日本医療研究開発機構令和六年度特定公募型研究開発業務（革新的研究開発推進基金）に関する報告書及び同報告書に付する内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人日本医療研究開発機構令和六年度特定公募型研究開発業務（先端国際共同研究推進基金）に関する報告書及び同報告書に付する内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣の意見

又同日内閣を経由して内閣総理大臣高市早苗、総務大臣林芳正、文部科学大臣松本洋平及び経済産業大臣赤澤亮正から、次の報告書を受領した。

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法第二十三条第二項の規定に基づく国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構令和六年度宇宙戦略基金に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣の意見

又同日内閣を経由して総務大臣林芳正から、次の報告書を受領した。

国立研究開発法人情報通信研究機構法第十五条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人情報通信研究機構令和六年度情報通信研究開発基金に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する総務大臣の意見

又同日内閣を経由して文部科学大臣松本洋平から、次の報告書を受領した。

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構令和六年度特定公募型研究開発業務（大学発新産業創出基金事業）に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構令和六年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見
科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構令和六年度特定公募型研究開発業務（経済安全保障重要技術育成プログラム）に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見
科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構令和六年度特定公募型研究開発業務（革新的ＧＸ技術創出）に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見
科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構令和六年度特定公募型研究開発業務（創発的研究）に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見
科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構令和六年度特定公募型研究開発業務（先端国際共同研究推進基金）に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見
科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく独立行政法人日本学術振興会令和六年度特定公募型研究開発業務（地域中核・特色ある研究大学強化促進事業）に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見
独立行政法人日本学術振興会法第二十一条第二項の規定に基づく独立行政法人日本学術振興会令和六年度学術研究助成業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見
スポーツ振興投票の実施等に関する法律第三十条第二項の規定に基づく独立行政法人日本スポーツ振興センター令和六年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の五第二項の規定に基づく独立行政法人大学改革支援・学位授与機構令和六年度大学・高専機能強化支援事業に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

又同日内閣を経由して厚生労働大臣上野賢一郎から、次の報告書を受領した。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十三条第二項において準用する同法第三十四条第九項の規定に基づく国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所令和六年度安定供給確保支援独立行政法人基金（抗菌薬原薬国産化支援基金）に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する厚生労働大臣の意見

又同日内閣を経由して農林水産大臣鈴木憲和から、次の報告書を受領した。

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構令和六年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）に関する報告書及び同報告書に付する農林水産大臣の意見

又同日内閣を経由して内閣総理大臣高市早苗及び農林水産大臣鈴木憲和から、次の報告書を受領した。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第三十四条第九項の規定に基づく一般財団法人肥料経済研究所令和六年度安定供給確保支援法人基金（肥料原料備蓄対策事業基金）に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する内閣総理大臣及び農林水産大臣の意見

又同日内閣を経由して経済産業大臣赤澤亮正から、次の報告書を受領した。

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和六年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和六年度特定公募型研究開発業務（ポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発）に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和六年度特定公募型研究開発業務（グリーンイノベーション基金事業）に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和六年度特定公募型研究開発業務（経済安全保障重要技術育成プログラム基金事業）に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十六条の五第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和六年度特定半導体基金事業に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和六年度特定公募型研究開発業務（ディープテック・スタートアップ支援基金事業）に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和六年度特定公募型研究開発業務（バイオものづくり革命推進事業）に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十三条第二項において準用する同法第三十四条第九項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和六年度安定供給確保支援基金事業に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十三条第二項において準用する同法第三十四条第九項の規定に基づく独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構令和六年度重要鉱物に係る安定供給確保支援基金事業に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見

又同日内閣を経由して防衛大臣小泉進次郎から、次の報告書を受領した。

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律第十八条第九項の規定に基づく公益財団法人防衛基盤整備協会令和六年度防衛装備移転円滑化基金に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する防衛大臣の意見

議事日程

十一月二十五日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第五号

令和七年十一月二十五日（火曜日）

午後一時開議

第一　ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三　更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第四　租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（第二百十八回国会、重徳和彦外十名提出）

参議院

答弁書受領

十一月二十一日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員石垣のりこ提出大阪・関西万博の海外パビリオンの解体に関する質問に対する答弁書（第三四号）

参議院議員石垣のりこ提出いじめを行った児童生徒に対するスクールカウンセラー等による適切な支援の必要性に関する質問に対する答弁書（第三五号）

参議院議員福島みずほ提出特定利用空港・港湾が軍事目標となる可能性に関する質問に対する答弁書（第三六号）
参議院議員福島みずほ提出存立危機事態及び重要影響事態における空港・港湾に係る大臣の指示に関する質問に対する答弁書（第三七号）
参議院議員福島みずほ提出特定利用空港・港湾に係る経費等に関する質問に対する答弁書（第三八号）
参議院議員山添拓提出東京二十三区の高額な火葬料金に関する質問に対する答弁書（第三九号）

報告書受領

十一月二十一日内閣を経由して内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人日本医療研究開発機構令和六年度特定公募型研究開発業務（先端国際共同研究推進基金）に関する報告書及びこれに付する内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣から、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法第二十三条第二項の規定に基づく国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構令和六年度宇宙戦略基金に係る業務に関する報告書及びこれに付する内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して総務大臣から、国立研究開発法人情報通信研究機構法第十五条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人情報通信研究機構令和六年度情報通信研究開発基金に係る業務に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して文部科学大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構令和六年度特定公募型研究開発業務（大学発新産業創出基金事業）に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して文部科学大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構令和六年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して文部科学大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構令和六年度特定公募型研究開発業務（経済安全保障重要技術育成プログラム）に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して文部科学大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構令和六年度特定公募型研究開発業務（革新的ＧＸ技術創出）に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して文部科学大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構令和六年度特定公募型研究開発業務（先端国際共同研究推進基金）に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して文部科学大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく独立行政法人日本学術振興会令和六年度特定公募型研究開発業務（地域中核・特色ある研究大学強化促進事業）に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して文部科学大臣から、独立行政法人日本学術振興会法第二十一条第二項の規定に基づく独立行政法人日本学術振興会令和六年度学術研究助成業務に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して文部科学大臣から、スポーツ振興投票の実施等に関する法律第三十条第二項の規定に基づく独立行政法人日本スポーツ振興センター令和六年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して文部科学大臣から、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の五第二項の規定に基づく独立行政法人大学改革支援・学位授与機構令和六年度大学・高専機能強化支援事業に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して厚生労働大臣から、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十三条第二項において準用する同法第三十四条第九項の規定に基づく国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所令和六年度安定供給確保支援独立行政法人基金（抗菌薬原薬国産化支援基金）に係る業務に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して農林水産大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構令和六年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して内閣総理大臣及び農林水産大臣から、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第三十四条第九項の規定に基づく一般財団法人肥料経済研究所令和六年度安定供給確保支援法人基金（肥料原料備蓄対策事業基金）に係る業務に関する報告書及びこれに付する内閣総理大臣及び農林水産大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して経済産業大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和六年度特定公募型研究開発業務（地域中核・特色ある研究大学強化促進事業）に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して経済産業大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和六年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して経済産業大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和六年度特定公募型研究開発業務（ポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発）に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して経済産業大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和六年度特定公募型研究開発業務（グリーンイノベーション基金事業）に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して経済産業大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和六年度特定公募型研究開発業務（経済安全保障重要技術育成プログラム基金事業）に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して経済産業大臣から、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十六条の五第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和六年度特定半導体基金事業に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して経済産業大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和六年度特定公募型研究開発業務（ディープテック・スタートアップ支援基金事業）に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して経済産業大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和六年度特定公募型研究開発業務（バイオものづくり革命推進事業）に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して経済産業大臣から、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十三条第二項において準用する同法第三十四条第九項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和六年度安定供給確保支援基金事業に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して経済産業大臣から、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十三条第二項において準用する同法第三十四条第九項の規定に基づく独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構令和六年度可燃性天然ガスに係る安定供給確保支援基金事業に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して経済産業大臣から、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十三条第二項において準用する同法第三十四条第九項の規定に基づく独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構令和六年度重要鉱物に係る安定供給確保支援基金事業に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して防衛大臣から、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律第十八条第九項の規定に基づく公益財団法人防衛基盤整備協会令和六年度防衛装備移転円滑化基金に係る業務に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

人事異動

最高裁判所

東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　守下　実
司法研修所教官に充てることを解く
仙台地方裁判所判事に補する
仙台簡易裁判所判事に補する
仙台地方裁判所長を命ずる
判事兼簡易裁判所判事
東京地方裁判所判事に補する
司法研修所教官に充てる　榆井　英夫
東京簡易裁判所判事に補する
簡易裁判所判事兼判事
川崎簡易裁判所判事に補する　松本　圭史
川崎簡易裁判所判事に補する
横浜地方裁判所判事に補する
横浜地方裁判所川崎支部勤務を命ずる
横浜地方裁判所川崎支部長を命ずる
兼ねて横浜家庭裁判所判事に補する
横浜家庭裁判所川崎支部勤務を命ずる
横浜家庭裁判所川崎支部長を命ずる
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　佐藤　弘規
千葉地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
千葉簡易裁判所判事に補する
大阪簡易裁判所判事　遠藤　恭弘
岩国簡易裁判所判事に補する（以上十一月十三日）

○定年退官

判事兼簡易裁判所判事森田浩美は十一月十二日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

簡易裁判所判事大田茂は十一月十二日限り定年退官

簡易裁判所判事小川達夫は十一月十六日限り定年退官

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、レバノンの独立記念日につき、十一月二十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十六日　関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四号
(三) 占用を制限する区域　宇都宮市下平出町二九五四番二から同市下平出町字台内六六一番九まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年十一月二十七日
(七) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

備考

公　告

諸　事　項

大井口土地改良区の定款変更の認可の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項、第124条及び第136条の４の規定に基づき、茨城県及び栃木県の区域の一部を地区とし、茨城県筑西市に事務所を有する大井口土地改良区から申請のあった定款変更は、令和７年11月４日認可したので、同法第30条第３項、第124条及び第136条の４の規定に基づき公告する。

令和７年11月26日

関東農政局長　菅家　秀人

登録政治資金監査人登録公告

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

令和七年十一月二十六日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	登録年月日	氏　名
六三二八	七、九、一二	髙橋　稔
六三二九	七、九、一二	金山　孝治
六三三〇	七、九、一二	巣内　繁行
六三三一	七、九、一二	国吉　大陸
六三三二	七、九、一二	時原　裕介
六三三三	七、九、二六	佐藤　一寿
六三三四	七、九、二六	土谷　俊幸
六三三五	七、九、二六	北見　和生
六三三六	七、九、二六	濱垣　真美（業務上の呼称　鈴木　真美）
六三三七	七、九、二六	米濱　伸二
六三三八	七、九、二六	山下　武司

登録政治資金監査人登録抹消公告

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

令和七年十一月二十六日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
三一一	牧野　伸一	七、四、二六	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
三二五	山下　孝士	七、九、二六	本人からの申請
五四四	髙井　健浩	七、五、二八	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
九三九	関本　明	七、九、二六	本人からの申請
一〇七三	木村源八郎	七、五、二一	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
一一八三	砂子　貢	七、一、七	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
一四四七	蛭川　俊也	七、一、二二	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年11月26日

北陸地方整備局長　髙松　諭

1　処分をした年月日　令和７年10月22日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　中日本信和株式会社　山口　貴久　新潟県上越市大字上千原2667―16　国土交通大臣許可（般―４）第28746号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　令和７年10月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

二〇六九	小湊	清隆	六′	一一′	二二	政治資金規正法第一九条の一三第一項第一号			
二一一二	西海	鳳憲	七′	九、	二六	本人からの申請			
二五三二	大友	直	七′	三′	一九	政治資金規正法第一九条の一三第一項第一号			
二七四二	小池	裕樹	七′	九、	二六	本人からの申請			
三六九一	古金	千明	七′	四′	一一	政治資金規正法第一九条の一三第一項第一号			
四二一七	吉見	顕	七′	一′	三二	政治資金規正法第一九条の一三第一項第一号			
四五六五	平良	みゆき	七′	九、	二六	本人からの申請			
四九二二	望月	伸介	七′	九′	二六	本人からの申請			
六〇一七	中村	浩之	七′	三′	三一	政治資金規正法第一九条の一三第一項第一号			

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和７年11月26日　　経済産業大臣　赤澤　亮正

名　　称	本店の所在地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社関西互助サービス	兵庫県朝来市和田山町土田596―６	互第5039号	令和７年９月８日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和７年11月26日　　近畿経済産業局長　信谷　和重

次表に掲げる者が供託した営業保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、令和８年１月26日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、令和８年１月26日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金についての権利の実行の手続きから除斥されます。

名　　称	本店の所在地	営業廃止年月日
株式会社関西互助サービス	兵庫県朝来市和田山町土田596―６	令和７年９月８日

記

あて先　〒540―8535　大阪市中央区大手前１―５―44
近畿経済産業局産業部消費経済課
電話06―6966―6027
メールbzl-kin-kapp-mae-kanpo@meti.go.jp

様式

申　出　書

近畿経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

１．債務者の名称及び住所
２．債権額
３．債権発生の原因たる事実

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可決定

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１７号
徳島県小松島市赤石町７番８号
清算株式会社　株式会社村上商店
代表清算人　田中　惠八
1　決定年月日　令和７年11月10日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
徳島地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第１０１４号
名古屋市昭和区丸屋町４―31―１ウィルハウス桜山１Ｆ
清算株式会社　株式会社エヌユー
代表清算人　林　　恭平
1　決定年月日　令和７年11月11日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算終結

令和６年（ヒ）第９号
福井市渕３丁目118番地
清算株式会社　株式会社ティーアイ企画
1　決定年月日　令和７年11月12日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福井地方裁判所民事部

令和６年（ヒ）第８号
福井市渕３丁目118番地
清算株式会社　株式会社ディーエス工房
1　決定年月日　令和７年11月12日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福井地方裁判所民事部

令和６年（ヒ）第７号
福井市江守中町第７号19番地３
清算株式会社　株式会社海翔
1　決定年月日　令和７年11月12日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福井地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第３号
千葉県成田市飯仲45番地
清算株式会社　株式会社ガイア
1　決定年月日　令和７年11月12日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（ヒ）第１２号
徳島県徳島市国府町矢野27番地１
清算株式会社　株式会社折目産業
1　決定年月日　令和７年11月10日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
徳島地方裁判所民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０５６号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号新国際ビル４階
清算株式会社　株式会社キバタン
代表清算人　佐藤　賢治
1　決定年月日　令和７年11月11日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、別紙記載の債権者に別紙「弁済額」の欄記載の弁済をする。弁済は、各協定債権者の指定する口座に振込送金する方法によって行うものとし、振込費用については清算株式会社の負担とする。
2　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額（各協定債権の元金部分に付随する利息、遅延損害金、違約金を含む。）から各弁済額を控除した残額につき、その債務の全額を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する（この場合の弁済方法及び振込費用の負担については、上記１と同様とする。）。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による再生債権の特別異議申述期間

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画取消

小規模個人再生による再生手続廃止

小規模個人再生による免責決定

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十月十七日

掲載頁　十三頁

令和七年十一月二十六日

東京都港区麻布台一丁目三番一号

（甲）株式会社ＳＨＩＦＴ

代表取締役　丹下　大

東京都港区六本木三丁目二番一号

（乙）株式会社六本木管理一〇号

代表取締役　磯本　昇汰

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ず合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月十七日

掲載頁　九十一頁（号外第二五二号）

令和七年十一月二十六日

東京都中央区築地一丁目一三番一号

（甲）共同ピーアール株式会社

代表取締役　石栗　正崇

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目一六番二九号

（乙）株式会社ディービーピーアール

代表取締役　堂森　哲雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十一月十一日

掲載頁　六十三頁（号外第二四八号）

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十一月十一日

掲載頁　十一頁

令和七年十一月二十六日

東京都千代田区丸の内一丁目八番一号

（甲）株式会社ＣＨＣＰデンタル

代表取締役　国沢　勉

埼玉県熊谷市石原一〇二三番地五

（乙）株式会社ＭＲカンパニーリミテッド

代表取締役　木村　亮

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十一月二十六日

掲載頁　四頁

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十一月二十六日

掲載頁　四頁

令和七年十一月二十六日

東京都港区南青山三丁目一番三号スプライン青山東急ビル三階

（甲）Ｙｏｓｅｍｉｔｅｌ株式会社

代表取締役　仁木　準

東京都港区虎ノ門二丁目二番一号住友不動産虎ノ門タワー

（乙）カタリナマーケティングジャパン株式会社

代表取締役　儲　俊祥

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十一月二十六日

掲載頁　二頁

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十一月二十六日

掲載頁　二頁

令和七年十一月二十六日

東京都港区麻布台一丁目三番一号

（甲）ＫＩＳ株式会社

代表取締役　鎌田　和樹

東京都港区麻布台一丁目三番一号

（乙）ＮＵＮＷ株式会社

代表取締役　鎌田　和樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十八日

掲載頁　七十六頁（号外第八十八号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十一日

掲載頁　四十四頁（号外第八十二号）

令和七年十一月二十六日

神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目四番五号

（甲）日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社

代表取締役　遠藤　久

神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目四番五号

（乙）株式会社ケイ・アド

代表取締役　髙田　慎也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）・（乙）及び（丙）

掲載　北日本新聞

掲載の日付　令和七年十月九日

掲載頁　六頁

令和七年十一月二十六日

富山県射水市新開発六五〇番地一

（甲）株式会社ヨシダ

代表取締役　伊垣　洋介

富山県射水市中野五六〇番地一

（乙）株式会社ヨシダクリーンサービス

代表取締役　伊垣　洋介

富山県南砺市松木五番地

（丙）ヨシダ運送株式会社

代表取締役　伊垣　洋介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十一月十一日

掲載頁　十一頁

（乙）計算書類の公告義務はありません。

（丙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月二十六日

静岡県浜松市中央区上島五丁目一一番二二号

（甲）株式会社ベストシステム

代表取締役　溝口　亨昂

静岡県熱海市田原本町九―一熱海第一ビル一階

（乙）有限会社ながつき

代表取締役　溝口　亨昂

静岡県熱海市清水町一番一六号

（丙）有限会社高橋薬局

代表取締役　溝口　亨昂

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月四日
掲載頁　九十六頁（号外第二四三号）

（乙）https://www.holos-hd.jp/
令和七年十一月二十六日
京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町六五九番地烏丸中央ビル四階
（甲）株式会社ホロスプランニング
代表取締役　堀井　計
京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町六五九番地烏丸中央ビル四階
（乙）株式会社ホロスホールディングス
代表取締役　堀井　計

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社タケナカ（乙、住所青森市大字野木字野尻三七番地七三四）、株式会社南部架設（丙、住所青森市大字野木字野尻三七番地七三四）、株式会社キャスト青森（丁、住所青森市大字野木字野尻三七番地七三四）、株式会社青森架設（戊、住所青森市大字大野字前田六〇番地二〇）の資産管理事業に関する権利義務をそれぞれ承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙、丙及び丁）
掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月二十日
掲載頁　六十六頁（号外第二五五号）
（戊）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月二十日
掲載頁　六十九頁（号外第二五五号）

令和七年十一月二十六日
青森県青森市大字野木字野尻三七番地七五八
株式会社タケナカホールディングス
代表取締役　小野　均

吸収分割公告

当社ら（乙、丙）は、吸収分割により株式会社タケナカホールディングス（甲、住所青森県青森市大字野木字野尻三七番地七五八）に対して当社らの資産管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙及び丙）
掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月二十日
掲載頁　六十九頁（号外第二五五号）

令和七年十一月二十六日
青森市大字野木字野尻三七番地七三四
（乙）株式会社タケナカ
代表取締役　小野　均
青森市大字野木字野尻三七番地七三四
（丙）株式会社南部架設
代表取締役　小野　均

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりマーサージャパン株式会社（乙、住所東京都港区赤坂九丁目七番一号）の資産運用コンサルティング部門に属する事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月三十日
掲載頁　八十一頁（号外第九十七号）
（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年四月二十二日
掲載頁　二頁

令和七年十一月二十六日
東京都港区赤坂九丁目七番一号
マーサー・インベストメンツ株式会社
代表取締役　坪田　史郎

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社クオリアム（乙、東京都渋谷区恵比寿一丁目一九番一五号ウノサワ東急ビル三階）のタレント事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十一月二十六日
掲載頁　四頁

令和七年十一月二十六日
東京都渋谷区神宮前六丁目二七番八号
株式会社Ｎ．Ｄ．Ｐｒｏｍｏｔｉｏｎ
代表取締役　佐藤　聖哉

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社ＣｏｎｔｅｎｔＡｇｅ（乙、東京都渋谷区恵比寿一丁目一九番一五号ウノサワ東急ビル三階Ｆ区画）のタレント事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十一月二十六日
掲載頁　四頁
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十一月二十六日
掲載頁　四頁

令和七年十一月二十六日
東京都渋谷区神宮前六丁目二七番八号
株式会社Ｎ．Ｄ．Ｐｒｏｍｏｔｉｏｎ
代表取締役　佐藤　聖哉

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の請求書事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）https://k.secure.freee.co.jp/companies/207634/announces
令和七年十一月二十六日
東京都港区南青山一丁目二四番三号ＷｅＷｏｒｋ乃木坂
（甲）株式会社ｋｕｂｅｌｌ
代表取締役　山本　正喜
東京都港区虎ノ門五丁目九番一号
（乙）ペイトナー株式会社
代表取締役　阪井　優

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の一関メガソーラー発電所における太陽光発電に係る事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十六日
東京都中央区銀座二丁目一五番二号ＫＲＧｉｎｚａⅡ七Ｆ
（甲）ＣＥＳ岩手太陽光発電所合同会社
代表社員　一関１太陽光発電所一般社団法人
職務執行者　本間　理志
東京都中央区銀座二丁目一五番二号ＫＲＧｉｎｚａⅡ八Ｆ
（乙）ＩｃｈｉｎｏｓｅｋｉＳｏｌａｒＰｏｗｅｒ１合同会社
代表社員　ＣＥＳ岩手太陽光発電所合同会社
職務執行者　本間　理志

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりＮＥＸＣＯ中日本サービス株式会社（住所名古屋市中区栄二丁目四番一八号）の関連会社（但し、ＮＥＸＣＯ中日本開発株式会社に限る）管理事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十六日
名古屋市中区錦二丁目一八番一九号
合同会社ＮＥＸＣＯ中日本インベストメント
代表社員　中日本高速道路株式会社

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社セントラル防災（乙、住所名古屋市中川区千音寺四丁目一一四二番地）の経営管理事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月七日

掲載頁　九十頁（号外第二四六号）

令和七年十一月二十六日

名古屋市中川区千音寺四丁目一一四二番地

株式会社セントラル

代表取締役　板谷　勝治

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりＪＳＲ株式会社（乙、住所東京都港区東新橋一丁目九番二号）のHeartnote®事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、当社は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議は経ずに吸収分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十三日

掲載頁　一五四頁（号外第一三九号）

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和七年十一月二十六日

京都府向日市寺戸町九ノ坪五三番地

オムロンヘルスケア株式会社

代表取締役社長　岡田　歩

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の外食事業、外販事業及び温浴施設運営受託事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年十一月二十六日

福岡県田川郡香春町大字鏡山五六七番

（甲）ワイエスフード株式会社

代表取締役　高田　十光

福岡県田川郡香春町大字鏡山字金山五五二番八

（乙）ワイエスフード株式会社

代表取締役　高田　十光

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社伊勢中川カントリークラブ（住所三重県津市一志町井生一七四三番地二）に対して当社の伊勢中川カントリークラブ事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十一月二十六日

掲載頁　四頁

令和七年十一月二十六日

茨城県常陸大宮市国長二四〇八番地の一

東京レジャー開発株式会社

代表取締役　中西　高之

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社台ファーム山元（本店：東京都港区六本木五丁目一七番九号）に対して当社の不動産の賃貸管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月二十六日

東京都港区六本木五丁目一七番九号

有限会社台レースホース

代表取締役　吉田　哲哉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月二十七日であり、組織変更後の商号は株式会社水元創研とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十六日

東京都足立区綾瀬二丁目一番七号大常ビル四〇三号室

三神合同会社

代表社員　姚　鵬　輝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十六日

東京都港区南青山二丁目二番一五号ウィン青山一三〇二

ＷＦＳ　Ｉｍｐｏｒｔ合同会社

代表社員　天野　稚子

資本金の額の減少公告

当社は、令和七年十一月二十一日から令和七年十二月三十日を払込期日とする株式の発行があった場合には、資本金の額を当該株式発行により増加する資本金の額と同額分減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://warpspace.jp/

令和七年十一月二十六日

茨城県つくば市吾妻一丁目一〇番地一つくばセンタービル一階

株式会社ワープスペース

代表取締役　東　宏充

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十六日

埼玉県さいたま市大宮区土手町一丁目六一番地二号プレジデント九八一五〇一

合同会社ＳＡ　ＥＮＴＥＲＰＲＩＳＥ

代表社員　カーン・アブドゥル・ワハブ

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月二十五日

掲載頁　一〇五頁（号外第一七〇号）

令和七年十一月二十六日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー一八階

Ｒｅｄ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社

代表取締役　池田　大輔

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四十六万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況については、確定した最終事業年度がありませんので、開示を行っておりません。

令和七年十一月二十六日

東京都中央区日本橋室町三丁目二番一号日本橋室町三井タワー七階

サノダインセラピューティクス株式会社

代表取締役　野々村和彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月二十六日

東京都千代田区丸の内一丁目六番一号

株式会社ＳＨ

代表取締役　小島　亘

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億四千円減少し、一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月二十九日であり、株主総会の決議は、令和七年十一月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十一月二十六日

掲載頁　二頁

令和七年十一月二十六日

東京都渋谷区広尾一丁目一〇番五号

アセントロボティクス株式会社

代表取締役　久芽良木健

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億八千四百三十四万九千九十六円減少し一千万円とすることにいたしました。

当社が発行している新株予約権が減資の効力発生日までに行使された場合、当該権利行使に伴う株式発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

効力発生日は令和七年十二月三十一日であり、株主総会の決議は、令和七年十二月二十五日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年十一月二十六日

東京都中央区日本橋堀留町一丁目八番一二号

リビン・テクノロジーズ株式会社

代表取締役　川合　大無

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億七千四百九十八万八千円減少して一億円とし、減少する資本金の全額を資本準備金とすることにいたしました。また、資本金の額の減少の効力が生ずる日までに、当社が発行している新株予約権の全部又は一部が行使された場合及び新株式が発行された場合には、当該権利行使に伴う株式発行及び新株式が発行されることにより増加する資本金の額と同額分を合わせて減少し、その全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://ir.bitkey.co.jp/e-public-notice/

令和七年十一月二十六日

東京都中央区京橋三丁目一番一号九階

株式会社ビットキー

代表取締役　寶槻　昌則

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十六億五千二百二十六万四千四百三十四円減少し一億五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月三十日

掲載頁　四頁

令和七年十一月二十六日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号

デュポン・ジャパン・ホールディング株式会社

代表取締役　大羽　隆元

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千万一円減少し、その減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月二十六日

東京都千代田区丸の内一丁目九番二号

株式会社ＴＧＴホールディングス

代表取締役　水谷　謙作

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千万円減少し、また、募集株式の発行により資本金の額が二億七千万円以上になることを条件として、一億九千万円も併せて減少するものとし（この場合における減少する資本金の額は二億七千万円となります）、減少する資本金の額の全額を資本準備金とすることにいたしました。

なお、当社は、令和七年七月十五日付でＡｍｐ株式会社から商号変更しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十一日

掲載頁　四十九頁（号外第八十二号）

令和七年十一月二十六日

東京都港区六本木一丁目四番五号アークヒルズサウスタワー一六階

ＡＭＰ－ｌｉｆｙ株式会社

代表取締役　マルティン・シュタイン

資本金の額の減少公告

当社は、令和七年十一月二十五日から令和七年十二月二十九日までの日を払込期日又は払込期間とする株式の発行があった場合には、資本金の額を当該株式発行により増加する資本金の額と同額分減少することにいたしました。

また、当社が発行している新株予約権が令和七年十一月十三日から令和七年十二月二十九日までの期間に行使された場合には、当該新株予約権の行使に伴う新株発行により増加する資本金と同額分を合わせて減少いたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　北陸中日新聞

掲載の日付　令和七年四月二十八日

掲載頁　石川　二十一頁　富山　二十一頁

令和七年十一月二十六日

東京都江東区辰巳三丁目八番五号

株式会社Ｍｕｊｉｎ

代表取締役　滝野　一征

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百二十万円減少し八百八十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十一月十九日

掲載頁　一一六頁（号外第二五四号）

令和七年十一月二十六日

大阪市天王寺区勝山二丁目二番一四号

株式会社広和印刷所

代表取締役　上田　輝彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百三十五万円減少することにいたしました。ただし、減少する額の内、八十五万円を資本準備金、八百五十万円をその他資本剰余金といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十一月十三日

掲載頁　二頁

令和七年十一月二十六日

香川県三豊市高瀬町下勝間一八四一番地三

株式会社石井工商

代表取締役　石井　洋二

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十二月一日を効力発生日とする東和アミューズメント株式会社との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月六日

掲載頁　七頁

令和七年十一月二十六日

東京都港区新橋三丁目二〇番一号

東和産業株式会社

代表取締役　岸野　誠人

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円、資本準備金の額を二億一千六百八十七万四千三百六十七円減少し、それぞれ三百万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十九日

掲載頁　五十五頁（号外第二四〇号）

令和七年十一月二十六日

千葉県市川市八幡二丁目一六番一五号本八幡駅西口ビル

株式会社秀栄

代表取締役　岩澤　秀明

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十三億二千六百五十万円、資本準備金の額を二十億円減少し、それぞれ一億円、十四億五千二百五十六万三千九百九十九円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年四月三十日
掲載頁　五頁
令和七年十一月二十六日
東京都千代田区霞が関三丁目二番五号霞が関ビルディング三三階
バンプージャパン株式会社
代表取締役　ピタックティーラタム・ニティ

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億二十九万九千四百円、資本準備金の額を六億二十九万九千四百円減少し、また、令和七年十月二十日から令和七年十二月三十日までの日を払込期日又は払込期間の末日とする株式の発行があった場合には、資本金及び資本準備金の額を当該株式発行により増加する資本金及び資本準備金の額と同額分それぞれ減少し、さらに、当社が発行している新株予約権が令和七年十月二十日から令和七年十二月三十日までの期間に行使された場合には、資本金及び資本準備金の額を当該新株予約権の行使に伴う新株発行により増加する資本金及び資本準備金と同額分を合わせて減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　千葉日報
掲載の日付　令和七年九月二十四日

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千万八千三百七十円、資本準備金の額を八億五千六百二十四万六千五百二十円減少することにいたしました。また、資本金の額及び資本準備金の額の減少の効力が生ずる日までに、新株式が発行された場合には、当該新株式が発行されることにより増加する資本金及び資本準備金の額と同額分をあわせて減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月二十八日
掲載頁　四十八頁（号外第九十五号）
令和七年十一月二十六日
東京都千代田区神田錦町二丁目二番一号
アスタミューゼ株式会社
代表取締役　永井　歩

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億一千二百十一万円、資本準備金の額を三億一千二百十一万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二日
掲載頁　九十二頁（号外第一二一号）
令和七年十一月二十六日
東京都港区高輪三丁目一一番三号イハラ高輪ビル
イハラサイエンス株式会社
代表取締役　唐澤　将

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億七千五百三万四千五百十五円減少し、その全額を資本準備金とすることにいたしました。また、かかる資本金の額の減少の効力が生じることを条件に、資本準備金の額を二十億七万八百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/8804 6/announces
令和七年十一月二十六日
東京都品川区東五反田五―二二―三三ＴＫ池田山ビル三Ｆ
コミューン株式会社
代表取締役　高田　優哉

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千四百七十八億七千七百五十七万六千八百二十七円、資本準備金の額を二千五百五十五億四千百八十四万八千四百五円減少し、それぞれ一円及び〇円とすることにいたしました。ただし、募集株式の発行又は当社が発行している新株予約権の行使により資本金及び資本準備金の額の減少の効力を生ずる日までに資本金及び資本準備金の額が増加した場合は、当該募集株式の発行又は新株予約権の行使により増額した資本金及び資本準備金の額と同額分を合わせて減少することにより、最終的な資本金及び資本準備金の額をそれぞれ一円及び〇円といたします。

効力発生日は令和七年十二月三十日であり、臨時株主総会の決議は、令和七年十二月二十二日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済
令和七年十一月二十六日
東京都港区六本木六丁目一〇番一号
株式会社メタプラネット
代表取締役　サイモン・ゲロヴィッチ

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金一億六一九三万八六〇〇円、資本準備金の額を金九億九〇二六万五四七一円、それぞれ減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十月九日
掲載頁　五頁
令和七年十一月二十六日
東京都渋谷区道玄坂一丁目一二番一号
株式会社ＡＢＣａｓｈ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ
代表取締役　辻　侑吾

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億八千五百万円、資本準備金の額を四億二千万四千六百七十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月七日
掲載頁　八十四頁（号外第一五五号）
令和七年十一月二十六日
神奈川県藤沢市村岡東二丁目二六番一号
株式会社リボルナバイオサイエンス
代表取締役　富士　晃嗣

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億三千二百五十万円、資本準備金の額を七億三千二百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月四日
掲載頁　八十七頁（号外第二四三号）
令和七年十一月二十六日
岐阜県飛騨市古川町弐之町五番二四号
飛騨古川駅東開発株式会社
代表取締役　田端　一盛

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十二月十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十五株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年十一月二十六日
東京都千代田区一番町一七番六号
株式会社ベーシック
代表取締役　秋山　勝

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十二月十二日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

令和七年十一月二十六日
大阪市住之江区南港東一丁目二番二〇号
株式会社関西木材市場
代表取締役　久我　洋一

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十二月十一日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、令和八年一月六日開催予定の株主総会（臨時）における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年十一月二十六日
徳島県吉野川市鴨島町上浦四〇〇番一号
コロナ工業株式会社
代表取締役社長　堀　晋司

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月二十六日

宮城県石巻市松並一丁目一四番五号

宮城ヤンマー株式会社

代表取締役　浅野　辰之

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月二十六日

茨城県龍ケ崎市佐貫町五五五番地一

株式会社セイビ

代表取締役　寺田　誠

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月二十六日

島根県松江市八雲町東岩坂九六五番地一

朝日生コンクリート工業株式会社

代表取締役　藤原　陽吉

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月二十六日

徳島県吉野川市鴨島町上浦四〇〇番一号

コロナ工業株式会社

代表取締役社長　堀　晋司

株式交換につき通知公告

左記会社は株式交換により乙はその発行済株式の全部を甲に取得させ、甲はこれを取得することにいたしましたので公告します。

令和七年十一月二十六日

大阪府大阪市福島区野田二丁目一四番一〇号

（甲）株式会社セントラルサポート

代表取締役　苅田　芳明

大阪府大阪市福島区野田二丁目一四番一〇号

（乙）中央フードサービス株式会社

代表取締役　苅田　芳明

株式移転につき株券提出公告

当社は、株式会社大末１８９７を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である、令和八年一月七日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月二十六日

大阪市天王寺区上本町六丁目九番二一号

株式会社今西組

代表取締役　今西　良介

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるスズカワセイコが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和七年十一月二十六日

埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台南二丁目一三番地

Ｆｉｎａｎｃｅ　ｗｉｔｈ　Ｈａｎａｋｏ　ＬＬＣ

日本における代表者　スズカワセイコ

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である姜顕雄が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十六日

東京都荒川区東日暮里五丁目四九番八―二〇一

株式会社オーディナリー・デバイシス

日本における代表者　姜　顕　雄

株式等売渡請求につき株券等提出公告

当社の特別支配株主であるコクドホールディングス株式会社より株式等売渡請求があり、当社はそれを承認いたしましたので、売渡請求の対象となる当社の株券（新株予約権証券、新株予約権付社債券を含む）を所有する方は、株券提出日（新株予約権証券提出日）である令和七年十二月二十九日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月二十六日

宮崎市橘通東三丁目一番一一号

株式会社ユニオンコート

代表取締役　志多　宣彦

自己株式の処分に関する取締役会決議公告

当社は、自己株式の処分につき、令和七年十一月六日開催の取締役会において左記のとおり決議いたしましたので公告します。

記

一、処分する株式の種類及び数　普通株式三十万株

二、処分金額　一株につき金七十五円

三、払込期日　令和八年一月二十日

四、処分予定先　小泉従業員持株会

以　上

令和七年十一月二十六日

大阪市中央区備後町三丁目一番八号

小泉株式会社

代表取締役　郷原　文弘

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七千二百万円減少し、十三億一千五百五十万円とすることにいたしました。効力発生日は令和七年十二月二十九日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和七年十一月四日付官報の号外第二百四十三号八十九頁に掲載されています。

令和七年十一月二十六日

東京都中央区新川二丁目二七番一号

城南島施設開発特定目的会社

取締役　在原　博

取消公告

令和七年十月九日掲載の当社の資本金の額の減少公告は取消します。

令和七年十一月二十六日

東京都港区六本木六丁目一〇番一号

株式会社メタプラネット

代表取締役　サイモン・ゲロヴィッチ

取消公告

令和七年十月二十八日掲載の資本金及び準備金の額の減少公告は取消します。

令和七年十一月二十六日

山口県下関市あるかぽーと四番一号

株式会社下関ホテルマネジメント

代表取締役　的場　健生